

津藩史稿 第十二卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇二三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正、米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明、三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第三章 第三代高久

第一節 觀馬館及岩田湊

第二節 治蹟

1 綱紀振肅

2 領土統治の根本方針

3 民政改善

4 町郷法規の完成

5 新田開拓

6 營業權の設定

第三章 第三代高久

第三代高久は先代高次の長子にして、寛永十五年正月廿六日江戸下谷邸に生る。嫡母は酒井雅楽頭忠世の女、実母は多羅尾氏、光量の女名は榎子諡号浄明院なり、正保元年三月三日一説朔日甫めて七歳にして將軍家光に謁見し、承応三年世子と為り、十二月廿六日従四位下に叙し、和泉守に任ぜらる。万治元年父高次より牧馬の邑として二万石を給せられ、寛文五年八月父の命によりて藩国の政務を監す。九年九月二十九日父退隠により紹封の命を受け、十月二十

三日登城して恩を謝すれば、將軍家綱引見し

一 「つ（きて）」と読む。継ぐの意。

て故泉州の功勞を称讃し、祖考の遺志を續き

二 書物の講義。

て国家に忠誠を輸すべしと諭し、直に天下兵

馬先鋒の称号を許さる。十二月廿五日侍從に

進み、十年四月就封、翌年九月参府の命を受

く。参勤交代の期之より累代の定例となれり。

延宝四年父の喪に丁り。貞享三年十一月五代

將軍より改めて封冊を賜はる。岳父酒井雅樂

頭忠清失脚して庇護者を失ひしよりは、柳沢

吉保に親交を通し、因りて以て舞宴、講筵^二に

列して將軍綱吉に接近し、其の歡心を得て数

ば恩賜を受けたり。其の人と為り英明にして

能吏を任用し、先代より承けたる困難の財政を整理し、制度を釐正^一し、民治を振肅^二し前二

一 「りせい」と読む。改め正すこと。

二 衰えたものをふるい起こし、ゆるんだものを引き締めること。

代数十年間の経営を續紹して藩治の規模典型を完成し、後代の軌範を垂れたり。儒学は先代高次之を好まずして儒員を設置せざりしが、高久は学者を聘用して儒道を講明せしめ、後代文教興隆の端緒を開き、又意を武事に注ぎて藩士の武伎を奨励し、農兵の制度をも開創せり。在職三十五年、治蹟甚だ多くして後代に仰慕せらる。元禄十六年四月病作り、柳沢吉保奉書もて病を問ひ、次ぎて老職小笠原長重、上使青山幸能来邸し將軍の旨を伝へて物

を賜ふ。此月二十九日遂に卒す。享年六十六
歳なり。夫人酒井氏、名は亀、雅楽頭忠清の
女なり。天和二年十月先だちて没す。子なか
りしかは弟高政を養ひて嗣となせり。即ち第
四代高睦これなり

第一節 觀馬館及岩田港

一 馬を乗りならすこと。

二 あずまや。見晴らし台。

觀馬館は又春秋館とも称し俗に馬場屋敷といへり。高久が家臣の調馬^一を觀るがために岩田川の南岸に設けし館舎なり。宗国史大通記に『万治三年、世子藩に在りて園亭を創めんと乞ふ。之を許す。地は岩江の南に在り、右京の宅及監物、四郎右衛門の別莊を併せて稍亭榭^二を作る』とあれど、臨江山庭岩寺も亦同時に移転を命せられて、其の地を収用せられたり。同史了義公潜邸譜に寛文六年の条下に記して曰く。『別館を岩江の南に創む。嘗て

東都に在りて二州の役丁^一を課して工を助けん

一 勞役をさせる壯丁。人夫。人足。

と請ふ。大通公之を許す。二州の宰に命じ役

丁を發して事に従ふ。工成りて稍花石を営む。

津府將士の家之を獻する者多し。因りて之を

召して園亭を觀せしめ。膳を命し茶を饗す。

蓋し公藩に入りて以来未だ將士を饗ぜず、是

を借りて以て恩を推せんと欲する也』と。然

れども工事に着手せしは其の以前なる万治の

頃^一に在りしにや、寛文二年四月十九日付を以

て兒童の馬場屋敷の周圍なる塘上に攀づるを

禁じたる制令あり。又其の工事が一時に成ら

ずして、寛文十一年頃まで続行せられしこと

は左の記録に之を証す。

寛文八年五月十六日 御下屋敷御庭東

の分山池普請今日より始まる

同六月廿八日 御庭山普請仕廻芝数十三
万三千六百七十八枚駄数二千二百十八駄
駄債八十三貫七十五文

同十月十三日 御下屋敷御普請仕廻 南
の分築山御池成就 東南池山人夫一万四
千九百三十一人 芝十五万八千九百六十
枚

同九年五月二十四日 御下屋敷踏石長野
迄出し有之 今日より修羅にて引く長さ

一丈四尺五寸 巾二尺四寸五分 厚さ一
尺一寸（坪にして三十九坪石目二十一石
五斗）修羅長二間半（本口二尺五寸廻り
末口指渡し六寸）跡にて二尺八寸 人数
百七十五人 伊賀者三十人 其外村々よ
り手伝

寛文十年八月廿六日 湯浅右近屋敷の樹
木十九本御下屋敷へ移し植う 右の内銀
杏の大木二百二十三人にて御下やしきへ
引く

同十一年十月朔日 土中より上る桜今日
より御下屋敷へ植る 十一日に仕廻

同十二年閏六月十一日 御下屋敷へ被為

一 くつろいでいこう。

成御鞠場大かた出来 綱并くわん未た不

二 地震津波のこと。

相調 (普請奉行吉武日記)

観馬館は此の如く馬見所を兼ねる別邸となり
しが、そは寛文火災の経験により、臨時の場
合に於ける藩士の邸宅を設置するの目的に出
でしにて、平時に在りては藩主が時々^一游息の
別館として之を使用し、園庭、泉池の景趣を
併有し津府に於ける名勝の随一となれり。此
邸後年明治三年の海嘯^二に浸水破壊し、翌年火
災に罹りて殆んど全焼し、其の地盤は版籍奉
還の際に、從來無租地たりしの故を以て遂に

国有に帰属し、次ぎて民有に移りて今は痕跡だにも存せざるに至れり。

之より先寛文二年三月、高久は津城東丸に石垣を積み上げ、城門を設けて二の丸に通する橋梁を架せんとし、又将士街坊路口に柵門を新設せんと欲して父高次に右三件の許可を請ひしに、高次は東城の二件は幕許を経るを要すれば猥りに手を着くべからず。街坊の柵門のみは随意に之を作りて可なりと批答したり

而も此の柵門も事の為に妨げられて、直に着手し難かりしにや、寛文八年に至りて始めて四ヶ所の木戸を造り、門衛を常置して出

入を警むることゝなせり。

寛文八年連判御傍衆への扣

津侍町より方々出口之覚

一古河八丁へ出候口 一北の方古川在所
へ出候口 一南の方御鷹野橋へ出候口
一北の方かなや町へ出候口

右四ヶ所口口あけ放しにて候故夜中い
つにても他所者いきぬけ通候故火用心
ぬす人の用心危く候間如何にもかるゝ
ゝと竹もがりを結ひ つきあけ木戸に
仕り夜は他所のものの侍町を行きぬけに
不仕候様に云々

七月十二日

一 つつみ。土手。堤防。

右四ヶ所の木戸辻番所の竣成せしは同年十一月廿二日にして、廿四日より門衛足輕二人つ

ゝを置きて開閉を司らしめ、夜は四ツ時午後十時に

閉鎖して出入を禁ぜり。其の後延宝五年に西

新町西側に宅地を造りて街坊を完成し、同年

伊賀口門内に評定所を建設し、同八年に八町

口の道路を修めて両側に三百余間の堤塘一を作

り、之に松並樹を植えて防火線とし、同時に

寺町の堀川端にも並木松を植ゑたり。塔世川

堤、鰯堀端の松は之より先き寛文十一年に之

を植栽し、又延宝中塔世町外の外濠福満寺堀

を整理し、同時に城下市街周囲の堀を浚渫し、
八幡神社御旅所の周囲に堤塘を築きて松樹を
植栽せり。高久は又寛文六年に寒松院の玄関
を改築し、且冢域中門の茅葺にして寒酸看る
に忍びさればとて之れを檜皮葺に改め、延宝
六年に僧拙堂の為に長谷山に一寺を建立し
て、生母長生院多羅尾氏後浄明院と改むの菩提所と為さんと
せしが、其の遠距離にして墓参に不便なれば、
霊牌を寒松院に奉して之を祀らんとの心なり
しに、多羅尾氏は憚る所ありて之を辞せしか
ば、改めて一寺を近地に創立せんとして、乙
部村に卜して夫役一万六千六十七人を費して

堂宇を建立せり。是れ即ち今の浄明院長樂寺なり。

以上高久が経営せし諸工事は、専ら津城下を修整して其の外観を整理せしむるに在りしが、高久は此の外志登茂川口の北方、町屋新田の潮留堤を修理し、更に岩田川口を浚鑿し下流南北兩岸の堤防を築造し、次ぎて川床を浚渫して通船に使せり。その工事に付て幕府の許を受けしは寛文十三年四月にして、工事に着手せしは延宝二年六月十九日なり。工事の状況は左の如し

延宝二年六月廿日川口掛り人数百五十人

内五十人は町役人

二十一日湊口普請^始少右衛門小右衛門今日
より川口に相詰る

二十八日御下屋敷被為成高洲へ御出湊口
へ普請御覧被為成 伊賀より鉄砲二組

（藤堂太左衛門石田清兵衛出入二十八人
大役三十人今日より普請勤る

七月四日今日より町日用三十人宛出る内
一人杖突

同六日湊口普請今日より人数二百八十七
人

同八日御下屋敷へ被為成御意として服部

儀兵衛殿より少右衛門小右衛門方への手
紙川口へ到来

川口の普請はか参り候哉毎日除土の坪
数其日／＼の働き毎日書付小森長左衛
門に相渡し御下屋敷に於て御尋の刻指
上候様に可申聞候

右之趣小頭にも申聞せ置日々の坪数御
覧被成候間無油断精出し候へと可申付
右御意の由申来る

同十七日高洲普請今日より町役人百人宛
出る惣人数三百六十二人内百人町役人三
十人町日用

同廿一日大坂山内文右衛門方より調来る
湊口普請入用鋤簾の代金じよれん二枚代
銀二十九匁金葉じよれん五丁代銀十八匁
五分大じよれん百挺代七十五匁中じよれ
ん百挺代三十目中小すくひ二十枚代十四
匁

同八月二日高浪にて昨夕汐に西の堰堤切
崩る 今日土俵申付西の方に潮留の堤仕
る

同五日湊口の普請高洲の内は今日堀仕廻
町日用明日より七十人増す惣人数四百五
十四人内町役人町日用百人

同十六日大しけ高浪にて高洲西の潮留堤
切れ普請不成

同十七日同断

同十九日湊口の普請儀兵衛見分に被下頃
の風雨にて普請不成潮留の土手繕申付る
町役人日用明日より出る筈

同廿四日昨日未の刻より西風夜中大風洪
水高洲海手の潮留^堤今朝切れ崩る是れ幸と
す新湊口の明き初也

同二十七日町役人今日より五十人増す百
五十人出る

同二十八日新湊口御船乗初米村安左衛門

小川五郎兵衛内堀治部左衛門長六郎兵衛
小森少右衛門吉武小右衛門今朝黄金一枚
宛拝領

同廿九日湊口町役人今日より百人宛

同九月朔 高洲普請町役人今日より五十

人宛に減ず伊賀鉄砲去月廿七日に伊州へ

戻す彼地人逼迫故替りの者不来

同十七日儀兵衛承る湊口元川筋築留の堤

間数書付上可申旨被為仰出上ル

川口南潮留の堤

長百八十五間

高二間番所前古来の堤と同じ高にて御座候

根置十三間半

潮往来強く当り申所は十三
四間十五六間にも申付候

以上

九月十七日

内九月廿五日川口潮留の堤地平し相済申
由申上ル町役人出し申間敷由被仰出町役
人の高書付上げ可申由被仰出

惣人数二万四千二百七十五人

六月廿一より九月廿五日迄御鉄砲大役伊賀御鉄砲大役
御小人町役人日用共内町役人八千五百人（書付要領）

同廿六日昨夜儀兵衛殿より被仰聞候は町
よりの出入金高奉行共と積り書付上げ可
申候由御意の旨申来る奉行衆へ談し候処
一日一人一匁八分宛落札にて申付由申来

惣八千五百人一人一匁八分にして日用銀十五貫三百目

小判ニメ二百六十八兩一分銀九匁七分五厘（五十七匁替）

右の書付於御城儀兵衛殿へ相渡し則御上
ケ湊口水盛申儀大工孫右衛門六ケ日勤る
水底の砂は高瀬舟に積南の堤へ遣一艘一
日船頭共銀五匁宛債雇也桑名石五十坪四
合五勺奉行衆より請取南大堤浪際拾懸け
に仕雲出村五郎左衛門に被申付候由一坪
代金二分十匁

延宝三年閏四月 夏三ヶ月岩田橋船通さ
らへ候様にと被仰出

同年五月十四日 高洲普請の儀仁右衛門

への御覺書主水持参少右衛門方に写取

高洲普請に付伊賀下奉行四人役人三十人
罷越津着乙部小屋へ入る

同十五日 二年目高洲普請鋤始

同十六日 少右衛門小右衛門高洲普請に
詰る

同二十五日 川口当月の普請干潮には南
の出洲を取り満潮には北の上砂除る人高
百四五十人日々不同

同六月廿九日 川口普請当月中は北の方
を掘り川口を広る也今日より南堤地平し
申付る

同七月晦日川口普請当月の出来分鉄砲の
者は土手作り蛇籠伏を拾懸けの石積 大
役は芝打持蛇籠立横共百一本桑名石五十
九坪七合六勺一坪二付金二分銀十二匁雲
出村五郎左衛門請合奉行衆より請取
八月十四日高洲掛り伊賀役人戻す 高洲
普請今日切に仕廻 大船帆を揚げ出入
十六日より御下屋敷御門前極楽町迄の船
道さらへ申也

岩田川湊の開鑿及修堤は、以上の如く延宝二
年より三年に亘りて施行し、『大船帆を揚げ
出入』するに至りしが、尚三年後の延宝六年

に左の如く修理し、同九年にも再び港口を整
理せり。

延宝六年七月十九日 今日より湊口堤普

請 普請奉行隔番に詰る 郷代官脇田猪

太夫 御国目付横田喜兵衛江戸目付山内

五郎太夫 小頭大塚新八詰る

同八月九日 高洲詰堤普請成就 入用桑

名石二十九坪九合三勺

同九年二月十九日 湊口に埋り有之桑名

石去る十日より堀出す百二十四坪一合

内十
八坪

旧冬堀
出す是迄年々奉行所より請取申桑名石寅

年五十坪四合五勺 卯年五十九坪八合

午年二十九坪九合三勺 未年二坪六合五

勺 申年二月五坪五合 都合百六十八坪

三合三勺

尚其の翌十年にも修堤工事施行のことありしが如きも詳ならず。抑も岩田川口湊の状況たる、高虎入部の時に伊予より回漕し来りし大船の、港口を入らざりしより、已むなく之を解体せしことは既記の如くにて、其の当時より不便なる川湊なりしこと明なり。高虎は川の南岸に舟入を造り、北岸に堀川を鑿ちて此の湊の利用に注意せしと雖も、河床浚渫の計画を立つるには至らずして止めり、爾後浚渫

の事なかりしのみならず、軍防上寧此湊の漕運に不便なるを利とするの傾向さへ生じたるが如し。秘覺集に記する所に拠れば、或人湊口の浚渫を国老藤堂以休軒に献言せしに、以休軒は津城平夷にして海口に保障なればとて之を排斥せりと云ふ。以休軒は藤堂氏第三世高広にして、延宝八年致仕せる国老なり。前記延宝の浚渫が其の在職中に執行せられしに徴し、此の説稍疑ひなきにあらざるも、軍防上の單純なる意見としては、右の如き天然の不便を恃むの説も有り得べきことなり。さてこそ明暦年間に成りしと信ぜらるゝ勢陽雜

記には、『津浦河口より十町程沖に大舟かゝり、沖にて荷物を卸し空舟にて入る也。大潮には小舟の荷物其儘にて入る。小潮には小舟にても荷舟は入らず』と記せるが、是れ即ち慶長以後延宝改修までの実況なるべし。然るに高久は治平の世に際して、軍防よりも漕運開発の更に緊切なるを考慮し、遂に上記の如く之之が改鑿を断行せり。爾来元禄、宝永の頃まで安濃津城下市街の商事が頗る進展して、江戸との間に商取引の盛んに行はれたるは全く之が為めり。

第二節 治蹟

1 綱紀振肅

寛文九年閏十月三日、高久は津城代藤堂高
広、伊賀城代藤堂采女、執政藤堂監物、同孫
八郎、須知所左衛門、服部儀兵衛、中川蔵人
等を召し、面諭して曰く、予新に紹封し「日
夜孜々^一として祖業を守り領国を保たんことを
念ふ。爾等宜しく同心戮力^二して綱紀を振肅し、
治務に精励し、専心報効を図りて予の志を遂
げしめよとて、執務の要領を列举して左の如
く之を訓示せり

一 「しし」と読む。熱心につとめはげむさま。せつせと。

二 力を合わせる。

御為第一に奉存毛頭諸事疎意存間敷候御
隠密にて被仰聞候儀并御用之儀相談之趣
親子兄弟にても漏らし申間敷候諸事依怙
鼻肩なく正路にて沙汰可仕候 御威光を
借り私の奢仕間敷候 御用の儀は身に掛
け互にぬり合ひ申間敷候 御用等万事無
滞様に可仕候 被仰付候儀疎略に仕候而
御為に不成者候は、遠慮なく言上可仕候
其外諸役人被仰付候義背候者有之は可
申上候

監物儀は年寄候へ共唯今迄仕付候間弥諸
事能々可申付候 孫八郎義監物并に諸事

御用相達し可申候　所左衛門儀兵衛、蔵
人義三人は若き者に候へ共御仕ひ立被成
候者之義に候之間右兩人に加はり万事仕
置入念可申候　監物孫八郎儀兵衛蔵人右
四人二人宛月替に仕諸事請込身に掛け訴
訟人等滞り不申候様に其月番の者何も相
談埒明け可申候　御前へ窺候時分は軽き
事に候ハ、月番兩人罷出伺可申候　当座
の事に候は、一人可罷出候　御仕置事押
立たる事には四人共罷出御意可申候　惣
而年寄りたる者は若き者を引立てのだち
候様に仕り子又ハ弟の様に存じ　又若き

者よりは年寄りたるものを親又は兄の如
くに敬ひ互に睦敷成申様に仕りいつれも
一致に心得候事肝要に思召候 相談之義
誰申出候共我を立てず理之談二能方に随
ひおとなしく心を持ち候事第一に候間失
念申間敷候 仁右衛門采女儀は御国に差
置候へ共一入万事御仕置大事に心得末々
何れも上へ思付候様に仕候事肝要に候
右七人の者御為に能と存候事は縦御機嫌
損し候共首尾を見合せ幾度も御意伺ひ可
申候其段少しも不苦思召候 御為に成候
儀を下にて滞らせ候而不申上後日御聞せ

被成候は、誰によらず急度可仰付候間左様に相心得万事申合候様にと被仰付則誓

紙被仰付

高久は此の如く就職の初に於て、政治が人格の反影なるを意識し、官僚通有の情弊を一掃し、誠意協調して最善を尽くすべきことを、卑近簡易の語を以て訓告し、当局幹部七人の神文を以て之が服膺^二を誓約せしめたり。

然るに先代以来の財政究乏に加ふるに、寛文十年の収納欠損を以てし、經理の策なかりしかは、高久は此年九月父高次及姻戚酒井雅楽頭の同意を得て、藩士給禄の八分一を借入

一 全部のものが、ほとんど共通して持っていること。

二 心にしっかりとめて片時も忘れぬこと。よく守ること。

れたりしが、郡奉行に對しては約束を明にし
濫法の弊を除くへきを命ぜり。而るに藩士も
亦究乏に苦しみしかば、十三年三月八千四百
二十二両を祿に応じて貸付けたり。而して又
延宝四年七月には、津領農民多く困窮せしか
ば、之を救済せんがために、裏判金の利息を
代償せり

於仁右衛門宅郷中大庄屋小庄屋年寄不殘召

集奉行裏判金御赦免被成之仰渡

今度在々百姓御憐愍一に付被仰付条々

一御領下在々借用仕奉行共裏判金過分に
して百姓共返弁難成様に被為聞及不便

に思召候就夫借し主方へは殿様より御
返弁被遊在々百姓手前は御赦免被遊候
間難有可奉存事

一大庄屋共并村々の庄屋御赦免の裏判金
其外諸事算用相之儀に付小百姓をかす
め私の働仕候はゞ何年過候而其沙汰相
聞へ候共急度可被仰付事

一自今已後弥以耕地念入油断仕間敷若不
精に仕御年貢滞有之は曲事に可被仰付
事

辰七月廿五日

奉行裏判金とは奉行の保証を以て、民間の資

金を大庄屋の名に於て借上げ、低利を以て之を窮農に貸附救済する一種の産業資金にして、津藩末期に至るまで継続常用せし理財法なるが、其の創始の時期は明ならず。高久は藩費を以て之が利子を支弁して窮農の負担を軽減すると共に、大小庄屋が往々にして其の位置職掌を利用して、裏判金の取扱、納租其他の場合に農民より不当利得を収得する積弊を匡正すべく本令を発して之を戒め、以て農村財務の革新を期図せしなり

高久は又藩士の家計窘窮^二せる者を根本的に救済する為め、極窮者は一時廓内の居宅を去

一 「きょうせい」と読む。正しくする。

二 「きんきゅう」と読む。苦しみ行きづまる。

りて村邑に住居せしめ、家族従僕の数に応して生活に必須なる費用を給する外、尽く其の禄米を藩当局者の手に収めて之を其の負債償費に充当し、藩庁代り整理の任に当り、債務完済の後旧宅に復歸せしむるの方法を創意施行せり。之れを名づけて在宅といひ、在宅者の心得を左の如く定めたり

在宅之式法

一借者身上不相応之者於令在宅は知行不
残役所へ差上借主を引付其償可仕事
一妻子已下無抛役害人并召仕之家族可成
程令減少御目付迄指上可申候僉儀之上

堪忽料可有御下行事

一在宅之内其村より外へ其身ハ不及申妻
子も他村堅無用に候不叶子細於在之は
組外は家老中組付は組頭へ相断可請指

凶事

一在宅中殺生堅無用之事

一居住其村之耕作之妨に成不申候様に堅
可相慎候随分穩便にくらし万端之御法
度已下は猶以堅可相守事

右之条々堅可相守之旨御意に候間可得其
意候也

貞享三年寅六月十五日

佐伯權之佐

藤堂監物

藤堂采女

藤堂仁右衛門

2 領土統治の根本方針

一 戒飭（かいちよく・いましめること）のことか。

延宝五年二月大通院百日忌を終るや、高久は服部織部、玉置甚三郎、小野正兵衛を藩に遣して将士を戒飭^一し、節行を択び儉約を勉むへき旨を訓諭し、両城代の克く其の任務に精励するを賞し、十一月に至りて更に藩国統治の根本方策を立定すべく、用人服部織部、玉置甚三郎の二人に命じて起案せしめ、之れに裏判を与へて施行を命じたり。

奉行役人へ御裏判仕置之書付

覚

一役人国民と利を争ひ押而一分も高免を
置きせわしく仕置仕申候時は其年一分
成は御徳に成申候へ共ひとへなる百姓
夫程いたみこやしせずくさぎらず立毛
十分に実らず来年は三分の御損に成来
々年は七八分の御損に成次第ノヽに下
免に成国民分散及渴命侍中とも迷惑仕
積之事

一役人無理の免相なく優に仕置仕申候時は其年一分成御損参り候へ共百姓志を得耕作精に入申候に付立毛志いな少く来年は三分の御徳に成来々年は七八分の御徳見へ候物成次第ノノに上り国民豊に侍中も手前よく成申積の事

一奉行は国民の父母なり邪をせめ正を愛し赤子を保つことくに常々民の費を考へ兼而水旱の助成を遠慮仕り麦あらめ杯やういの物を蓄へ置在々へ三割の利足を一割半にかし半分は民間の潤色になし半分は御蔵の優にたくわへ置及飢

饑乏之年国中に分散下行仕候兼々如此仕
候時は一万両の御すくひ千両程にても
調申積に御座候仮初にも御疑の御心御
座候時は奉行前の優ぬけせわしく成民
の父母たる心を忘れ国民哀申積の事

一 百姓困窮仕候へば作徳之有之上田を質
物に入れ其上高札にて借り申候故免租
何程下げ申候ても百姓立つたひなく潰
れ申候百人二一人富祐の者利を得九十
九人は弥困窮仕り次第に下免■(マ)成申候
田畑質物に入申事かたく御制法なく候
ては国民の御憐愍無に成申候様の事

一 治国の大本は土民にて御座候物成り下
り申候而は土民分散侍中も困窮仕り借
金も是より起り申候末々御簡略は積り
候て見申候に小分の儀にて作法悪敷な
り申のみにて何のたりにも成不申候積
の事

一 上にも侍中にも土民にも借物かさなり
申候時は他国へ利足の為に過分費へ土
民も分散いたし侍も困窮仕り御国の力
弱くなり侍土民已下迄志を失ひ軍用金
程御座候ても御人数も少き積りにて御
座候先御国の仕置専要に被思食候軍用

金は自然の優にて御貯へ可然儀と奉存
候国民安堵いたし侍共手前ともかくも
仕候時は軍用金少く御座候ても侍土民
共に志を得御人数もかさみ御威勢もま
し申積に而御座候得ハ軍用の大本も御
国の御仕置にも御座候と考申候事

延宝五巳年二月廿三日

玉置甚三郎

服部織部

御前へ上る

右の御書付に御裏書被遊候覚

右表書之通見届ケとくと得心申候向後此

趣仕置仕候へと年寄共奉行共に可申聞之

二月廿九日 御 判

織部殿

甚三郎殿

民富即ち国富、国富即ち強兵なりとし、搾取主義を以て自弱の直接的原因として之を排斥す。是れ津藩が領国統治の根本方針にして、右の意見は最も明了に之れを宣言せり。爾來時に汚隆なきにはあらざりしも、大要は之を以て始終一貫して渝ることなかりき。高久は服部織部、玉置甚三郎に命じ 右の裏判書と共に左の書面を携へて領国に下り、両城代以

下政務当局に示さしめ、此の綱領によりて擬議して治務刷新の方法順序を協定施行せしめたり。

延宝五巳年二月廿九日両国御仕置被仰遣

御判物并覚書之扣

一両国御仕置為御使

服部織部

玉置甚三郎

二月廿九日江戸発足

仁右衛門采女方へ御自筆御書

一書申遣候兩人共に無事の旨一段に候我等堅固令在府候間可心安候

一大通院殿御遠行之後は長生院殿御不由無之様に末々之弟共もそれ／＼に合力無之候ては非本意候部屋住よりの借金大通院殿の借金近年国々不作かた／＼さしつとひ勝手不自由之段は兩人も存之通に候故思様に家中の侍共に加憐愍候事当分成かたく候勝手も直り申候は、何とぞ仕とらせ度心底にふくみ在之候間兩人も内々其心得可仕候

一在々百姓共もいたみ申由聞申候依之為相談織部甚三郎差登申候大方は大通院殿御仕置の如くに百姓共令安堵ゆるや

かに成申候様仕度候両人心を合せ末々
迄国家ゆたかに成申候様にもくろみ可
申候条我等為め疎には可存とは不存候
間万事身に引うけ可然之様に相談可仕
候

一我等事次第に年もより物むつかしく公
儀の勤もやう／＼仕候国の事は兩人任
置候間能様に万事はからひ可申候委細
は織部に申含候也

二月廿九日 御判

藤堂仁右衛門殿

藤堂采女殿

年寄共奉行共への御書

近年領下不作に付百姓共いたミ申候由聞
届不便候何とそ加憐愍連々国中豊に成候
様に思召候依之

服部織部

玉置甚三郎

為相談為差登申候高山高勝我等三代之仕
置何れも吟味の上にて善は用之悪は改之
もくろみ可申候心底に為を存し候者は他
之遠慮無之理に候人々所存を不残申出し
吟味相談之上にて相極可申候我等存し寄
の通別紙に三ヶ条下書仕遣候何も評議の

上可然と存候は、書加可申候猶委曲兩人
口上申含候也

二月廿九日 御名御判

年寄共

奉行共

郡奉行共

下書

領下在々

一すくれて父母に孝行成者すくれて耕作

精に入年貢皆済心に入者

郷中へ物をかし高利を思はす百姓の助
に成者新開新林などもくろみよく仕立

申候者

如此者於有之者急度言上可仕候褒美は
可依其品事

一すくれて父母に不孝成者耕作不精に仕
年貢令難洩者博奕大酒につのり御中風
俗悪敷仕なす者郷中へ物を借し候者高
利に倍々を加へ公儀の百姓を取倒し申
候者

如此輩於有之者是又急度言上可仕候罪
科ハ可依其輕重事

一我等は当分の国主於田畑は公儀の物に
候然所公田を私の借物のために或は売

之或は質物に入申候義曲事なる事に候
然者貧窮の百姓は無抛子細も可在之候
間不及是非候奉行代官への断もなく私
として買取質物に取置其上に高利を倍
し百姓を取倒し申候者は公儀を輕しめ
国民の魔害たり盜賊より甚しき大罪の
者に候へ共下々は貪欲にふけり其理を
不弁事も可有之候間一旦は其罪科を免
し候右吟味の上にて依其品可申付候若
令難渋者候はゞ急度曲事可申付候事

月 日 御 判

西島八兵衛殿 小川五郎兵衛殿

三浦新左衛門殿 中小路五郎右衛門殿

加納藤八郎殿

これと同時に左の法度書を年寄以下当該職員
に与へて、藩士の統率監督に関する心得方を
示し、以て士風の振作を期図せしめたり。

覚

一家中侍共人馬身上相応より能嗜常々軍
用之心掛在之者候はゞ言上可仕事

一平生の作法能忠孝人にすくれ申候者於
在之は言上可仕事

一家中婚礼成程軽く費無之様尤分限より
過分なる事堅く令停止候事

一在国侍共之衣装日野絹紬の類可然候妻
子以下過分の美服堅く可為停止事

一侍共不義のはたらきに軍用を費し奉公
の忠を忘れ申候者有之は無依怙最賈急
度言上可仕事

右条々家中侍共承知仕候様可申渡候近年
不作に付侍共手前仕かね申由聞届候へ共
我等事も勝手不如意に付当分加憐愍候事
成かたく不便に候連々何とぞと思召候其
内万端令簡略相続申様にと存候此ヶ条善
悪の品目付共不断心懸無依怙最賈言上可
仕之

巳二月廿九日 御判

一 「じんすい」と読む。全力をつくして勞苦する。

年寄共 組頭共 奉行共

目付共

服部織部、玉置甚三郎はやがて津城に着して
両城代以下の会同を促し、示されたる綱要に
基きて実施の順序要目を議定するに臨み、先
づ左の血誓を以て誠意尽瘁すへきことを盟約
す。

評定衆中誓詞之下書

一此度御仕置の事内談露顯無之内は他言
仕間敷候評定の衆中道理にあたらさる
事申出し候事在之候共跡にて何かと評

判仕間敷候事

一御為大切に奉存候上は所存を不残われ
への無遠慮存する丈は可申出候心底少
しもわたかまりなく誰の申出し候儀も
道理に叶ひかたき義は無遠慮吟味可仕
候事

一役儀に付手前の勤かさなり苦身に成申
有之候共御為によく国民の甘きに成申
候儀はもくろミ立可申候事

右之条々於相背者日本国大小神祇殊八幡
大菩薩愛宕大権現之冥罰可罷蒙者也仍判
形如件

延宝五巳三月十一日

柳田猪之助

山中兵助

服部庄左衛門

土田権右衛門

佐久間孫九郎

野藤半三郎

三村弥右衛門

玉置甚三郎

三浦新左衛門

小川五郎兵衛

加納藤左衛門

中小路五郎左衛門

—
多くの功績。

西島八兵衛

服部織部

藤堂采女

藤堂仁右衛門

茲に於て藩の行政各部は一斉に緊張し、銳意
計画して施設を進めしが、其の高久が在職三
十五年間に実現せし庶績は次項以下に概挙す
るが如くにして、津藩治統制の典則は此時に
於て全成を見るに至れり。

高久は藩吏の廉節を重んじ、武士道を以て
之を律し苟くも非行と認むべきものあれば、

毫も仮借せず。天和三年十月伊賀奉行に瀆職一の行為ありしかば、之を責めて自殺せしめたり。其の次第は左の口上書の如し

一 官公吏が職務上の不都合な行為をして職務をけがすこと。

口上之覚

一 加納藤左衛門儀

其身代々筋目有之者に付伊賀奉行役申付候処郷中仕置悪敷仕成し百姓共及困難其上預りの手代共私欲いたし重々我儘なる仕形有之他国迄外聞悪敷儀と隠置色々後暗き様子侍の本意に背き候に付為仕置切腹申付候

一 石田清兵衛儀

目かねにて伊賀奉行役申付候所其身私欲
は無之由候へ共役儀請取候節諸事相改可
申処に不吟味いたし第一相役人と一致に
なり郷中の仕置悪しく仕り其上相役の者
大なる誤有之他国迄名出候程の事を乍存
隠し居申候段上をかすめ御目かねを背き
あまつさへ預り手代共様々私欲仕り其の
隠無之儀を不相改差置事重科に候為仕置
切腹申付候

一右兩人の子供も同罪に申付候

上村源右衛門

西村金左衛門

両人の者郷代官申付置候処支配の米を盗
み不届の仕形有之志ぶり首に申付候

右之通侍共へ能く可申聞候組付之者共は
其組頭宅へ呼寄右の様子可申聞候也

十月三日

こは代官、手代等が京都の商人と結んで私利
を営みしにて、奉行は固より共謀にあらず、
殊に石田清兵衛の如きは新任にして毫も与り
知らず、唯情実に泥みて之を摘発せざりし迄
なるも、武士道の許さゝる所なれば、同しく
切腹を命せられしなり。城代藤堂采女も亦責
を引くべきなりしが、父祖の功勞によりて特

に不問に附せられたり。高久は斯く士道を以て部下を督し、綱紀を振肅せしより、吏員皆畏れ謹みて責任を重んじて一層処務に精励するに至れり。

2 政務刷新

津、上野両城に城代以下家老数員を置きしことは既記の如し。民政を処理せしむるために伊勢、伊賀に加判奉行各二人を置き、古市に城和奉行を置く。加判奉行の下に郡奉行各二員ありて、農政及徴税の事を管す。高久は延宝五年伊賀口門内に評定所を置きて、加判奉行以下民政吏の執務庁とし、天和三年二月令して家老以下民政吏の集会定日を毎月六日、十二日、十七日、廿一日、廿七日の五度とし、藩主在国の時は城中に於て、在江戸の時

は城代の宅に於て午前中に之を開きて事務処
分を議定することゝなせり。此月玉置之長甚三郎

の津府加判奉行に上任するや、其の翌月大小
庄屋の職掌を明定し、村邑の盛衰に付ては全
責任を負担せしめ、租税、村税の賦課に付て
は細民に至る迄尽く之を理解して調印せしむ
るものとし、農民の実印を庄屋に預り置くこ
とを禁して其の私曲を予防し、同時に大庄屋
の給料を増し。待遇を改めて責任尊重の念を
切ならしめたり。貢租の収納及其の査定等の
ことは、延宝三年に前規を集成制定せるもの
ありしが、天和三年十月収納猶予の場合を規

定して農民の爲めに便宜を与へ、官文書遞送
夫債、郷代官の巡村用人馬債等の村費負担な
りしを藩費に改め、翌貞享元年に村民の納税
計算、納米授受に付ての証書の様式を設定し
て庄屋の非違を防制し、元禄四年に至りて貢
米納入の順序を更定し、其の翌年郷中小入用
即ち村費の、従来高懸り家掛りの二目に分ち
て賦課せるを改め、高懸りのみを用ひしめて
小農の負担を軽減せしめたり。

貢租は米穀成熟期に作柄の実地を檢查して
之を調定す。これを検見といひ、従来往々に
して情弊ありしが、玉置之長等奮うて之を匡

正せんと欲し、検見に際して先づ私心を去り

厳正公明を以て其の職に従ひ、作況の実蹟を正確に量定すると共に、村勢民情に斟酌して、納租者に不満なく、政府にも不利ならざる中庸を得て之を調定するを旨とし、神文を以て至誠を誓盟せり。其の記請文に云く、

敬白起請文の事

評定の内談令露顕無之内は他人は不及申
親子兄弟にも堅他言仕ましく候御為專一
に存入心に及申候程精を出し何にてもも
くろみの思惑在之時は無遠慮可申出候心
底にかくし置申まじく候誰申出し候共不

可然義は不用之可然義を評議仕相定可申
事

毛見升付見分已下相役の無遠慮互に所存
の通申出し相談の上を以て中墨に□帳付
可申候事

免租の刻御為によく百姓もつゞき申中墨
の通に相談仕少もわる心持申ましく候村
の強弱日比存し通りありていに可申候依
怙贖肩を以て少も偽申ましく候事

私欲の為め百姓となれ合依怙贖肩の心毛
頭胸中に挟み申ましく候身のためによく
候とて御為不可然事をもくろみ申ましく

候事

惣而役人中評定日に少不出来之儀申出者
有之候共用不申候分にて一座切に仕後日
に一言の批判も仕間敷候奉行の申出候儀
も心に落不申候事は押返し評議可仕候
附私の宿意を以て公議の評定にわる意地
を持ち無道理義を強く争ひ申ましく候評
議多分の道理に付可申候事

右の条々御役被仰付候内は何年過候とも
堅可相守候若違背仕候は、「牛王神文」

天和三亥年七月廿三日

中村左五右衛門 脇田伊太夫

中山才次 渡辺金右衛門

中尾七郎左衛門 榊原次郎兵衛

茨木理兵衛 林半之丞

八橋弥次衛門 柳田猪之助

桑名六右衛門 神田与三左衛門

小野正兵衛 吉武次郎右衛門

玉置甚三郎

斯くの如くにして検見に伴ふ情弊を根本より
一掃せしめ、其の査定によりて勢伊城和各奉
行が調定具申する所を集め、津城代臨席して
四ヶ国の貢租率を決定す。後代以て例と為せ

り。勿論時代によりて稍弛緩せしことなきに
あらざるも、未だ曾て汚吏の私曲と酷吏の誅
求とを見るに至らずして藩政二百六十年を無
事に経過せしは、全く此の当時代の能吏が典
型を垂示せしに由れり。其の根本方針は前記
高久裏判仕置覚書の綱要に基き、領土の永久
的富栄を目標とする愛農主義を以て終始し、
強烈なる責任觀念を以て其の職掌を執行せる
ものなり。

次に土地兼并の弊は、寛永時代より早く既
—に全国に波及し、為めに農村の産業組織を
破壊せんとすの兆候を示せしかば、幕府は之

を矯正せんとして、寛永二十年に田畠の永代
売買を禁制し、背く者は売主は牢舎の上、追
放。買主は過怠牢に処すと規定せり。されど
も年季売買、質入の方法を用ひて事実上の売
買を行ふ者あり。其の裏面には農村の有資者
が高利を以て金穀を貸付け、因りて以て耕地
の兼并を促すの事実あるより、高久は痛く是
等の高利貸を惡みて、既記の如く国民の魔害、
罪、盜賊よりも重しと切言せしが、奉行等は
此の趣旨を体して土地の事実上の売買を禁止
せんとし、天和三年に發布せる十七条法令中
に左の如く規定せり。

田畠永代の売買御公儀御法度の趣堅可相
守百姓入替之時分又は無扨子細有之は奉
行所へ相達下知を受くへく候年季売の田
畑山林も自今以後郷代官大庄屋の裏判を
以て売買可仕事

即ち年季売は絶対に之を禁止せざるも、郷代
官、大庄屋の裏判ある証書を以てすべしと定
め裏判なき私証を以てする売買は之を無効と
なせり、而して其の永代売買は、五人組、年
寄、庄屋、大庄屋の連署せる証書に対して、
藩は之を審査したる上、正当の理由ありて万
止むを得ざるものと認むる場合に於てのみ、

代官、奉行之に裏判を与ふることゝ定め、斯

一 「きんあつ」と読む。おさえつけてとどめる。

く煩鎖の手續を要することによりて之を阻止せんとせり。而も郷代官の調査が往々にして疎略に流れんとするを慮り、貞享元年之を督励して調査を慎重厳密ならしめ、農民をして成るべく田畠を放売せしめざる様機宜の措置を取りて之を抑止すべき旨を訓達せり。次ぎて貞享四年四月質置主が現に其の土地を使用せざるにも拘らず、契約によりて納租の義務を負担せるものあるを非理とし、秘密に永代売買を為す者と共に之を禁遏すべく、次の如く令文を發布せり。

質地取之者年貢不出質地に遣置無田地者
方より年貢役等勤候者有之由相聞不届之
至に候堅停止之事附り田地永代売買此已
前被仰出候通弥制禁候事

3 町郷法規の完成

藩は津、上野の両城下及名張を市街地として、商業を以て主たる営業と為さしめ、其他は郷村として農業を専營せしめて商業を営むことを許さず。其の商業地と農村とは生活状態を異にし民情も自ら相異点あるを以て、其の施行する所の法令も亦随うて少異あり。而るに其等の諸法令中の一時的のもの、若くは或二三の事件に付て単行的に規定せる法令は幾百種にも上れるが、是等雜令の外、町民、郷村民に対する法度書として、藩領民たる心

得を列举せる根本法規は、郷村に対しては寛永十九年五月八日付の三十一ヶ条あり。町方に対しては寛永十一年六月付の二十一ヶ条ありて、領民の義務を概挙し、其の以後に於ても屢補足する所ありしが、藩初以来七十余年を経過し、昇平既に久しくして人事漸く整頓し、社会事相の次第に複雑に趨き、従来の法度書は粗雑不備、時勢に適せざるものとなりたれば、之れを撤廃して更に時代に適応せる法度書を以て領民を律するの必要を生じたり。

天和三年二月玉置之長加判奉行に上任し、同年七月同僚彦坂十郎兵衛去りて吉武由長

次郎右
衛門

の補任せらるゝや、其の八月十四日付を以て、
『可相守条々』十七条を發布せり。即ち郷方
十七ヶ条と称するものは是れなり。其の後四年
を経たる貞享三年六月十一日、『当領町中可
相守条々』二十一ヶ条を發布す。即ち所謂町
方廿一ヶ条なり。こは賀伊城和を通して施行
せし所にして、其の内容の充実せる点に於て
も、行文の簡易明晰なる点に於ても、遙に従
前の規定を凌駕し、且其の条項は領民に向う
て甚しく難きを求むるの嫌あるものなく、町
郷の秩序規律を維持して、領民としての無事
安泰の生活を営むに付ては、少くも此の法度

書の各条が指示する所に随従せざるべからざるを信ぜしむかの法文なり。発布の当時は庄屋名主に於て毎月一回住民一同に読聞せたりしが、後代には毎年一回決算報告の為に開会せる住民総集会の席上に於て誦読聴問せしめ、諒解遵奉を誓言せしめて各自の署名捺印を徴するを例とし、制定以後廃藩の際迄一字一句も更改することなく、約二百年間を通して藩領内に施行せられたり。

4 新田開拓

貞享二年民政当局は新田開墾に付て献議して曰く『新田開墾は官民共に利得とする所なり。されば其の鋤下年限を過ぎて地味既に熟する後も尚本田よりは租率を低下し、其の永久に有利なるを農民に信せしめて之を奨励するを可とす、鉄砲大役、小人等を使役して新田の堤防、井手等の土工を助けしめば夫債に於て利益あり。番所其他の配置人員中減員し得るものは、成り得る限り減じて、之を右の土工に使用せば、一人一年は即ち三百六十夫

にして米十九俵に相当するなり』と。此説に従ひて一方には極力集團的大面積の開墾を奨励すると共に、他の一方に於ては、散在的小面積の新田田畑の、切添、見取場、流作場など称するものにして、未だ検地石盛を為さざるものを調査して公簿に登録せり。之を改正高と称し、天和元年酉歳、元禄二年巳歳の二回之を行ひしが、之を称して酉巳新田といひ、其の合計は頗る大なりき。

此時代に成功せるものは天和三年の曾原新田
元禄三年の伊倉津新田を最大のものとす。

曾原新田は丈菴なるもの之を拓く。久居城の

郊外、庄村に於て雲出川より用水渠を引きて
之に灌漑し、海岸堤防を築くこと千五間にし
て九百八十六石二斗七升八合の新田を得たり。

曾原村丈菴新田見分天和三年亥也丈菴証

―文同四月廿五日上ル右給知高九百八十
六石二斗七升八合内五百十一石三斗四升
四合当該秋より見立次第上納 四百七十
四石九斗三升四合亥より申迄十年丈菴へ
遣候其作徳を以て拝借米二千三百八十五
石三分一ヶ年に二百三十八俵余つゝ返上
相極申候只今迄は村の百姓なと時[?]も百姓[?]
とも構ひ不申候扱此度丈菴支配の内七八

町も百姓にとらせ為作候様地を割遣候両
方共得心有難かり申候

（寺田正
一記録） 旧藩制度）

曾原村矢田丈菴新田開発は天和三年四月
廿五日也堤千五間築通し高九百八十六石
二斗七升八合也堤破損大水筒修理料に年
々新田上納の内より米五俵ツ、郡奉行請
込積置新田次第によく成十ヶ年過候得者
高千石の新田に成可申積也

（宗国史国約志）

伊倉津新田は雲出河口北岸の沖積土に海岸堤
坊を築造して米田を干拓せしものにして、代

官鷹森藤太夫之を董督し、元禄二年五月起工
とりしまる。

し翌年四月成工す。所要の工費一千三百九十
五両十匁三分余、得る所の新田高一千四百二
十九石三斗二升三合にして、面積百十四町五
反九畝十七歩なり。

5 営業権の設定

高虎は農村に於て商業を営むことを禁示し。伊賀に在りては上野、名張、阿保の三ヶ所を商業地に指定し、上野城下が地勢上、商事の発達を期し難きを以て、耕地を附与して城下商人の家計を補はしめたることは既記の如し。津城下及之に接続する岩田、部田の準市街の町並と称せる部分は、伊勢街道の要衝にして水陸交通の便に富むが故に、主として其の商取引を発達せしめて、繁栄を維持せしむるの方針を執り、第二代高次亦之を継承し、補助

費を給与して民家の新築、改築を奨励し、

一 「がいく」と読む。人家や店の並ぶ土地。ちまた。まち。

街衢の修整に尽力した■^(ママ)ることも亦既記の如

し。斯かりしかば泰平の持続と共に、商取引

も漸次に発達し、諸工業も亦頗る進歩して、

明暦時代には縵子、晒木綿、鋳物（鐘、釜、

鍋）檜皮曲物（柄杓文箱）間鍋、片口、酒、

煎茶等の特産を出すに至れり。初代、二代約

六十年間は、是等商工業に対して自然の発達

に一任し、保護干渉を加へたる事蹟としては、

寛永中の煙草座の外伝ふる所なし。第三代高

久時代に至り、始めて重要商業に対する営業

権を確実に設定して之を保護し、且其の商取

引の方法に付ても、公法上の設定を与へて、商業の安全確實を期せしめ、以て其の発達を促進せしめたり。其の重なるものは米問屋、煙草座及魚問屋に関する制度なり。

米問屋の起原は之を確知するの資料を得ざるも、蔵米切手の創始後、自然に発達せしものと推測せらる。蔵米切手とは現米を以て給与する知行米に対し、藩庁が発行する米券にして、元禄時代よりの伝説に拠れば、藩祖高虎が成るべく現米を藩倉に保留して臨時の用に備へんとの考慮を以て創意せし所なりと云ふ。米券既に発行すれば。随うて其の流通転

売売も亦自から行はるべく、給知制の次第に減じて蔵米取の増加するに伴ひ、米券の発行も亦増加し、其の流通益盛なるに従ひ、遂に其の売買を専業とする者を生じ、之れを称して米問屋といふに至れり。且又米券を以て知行を授与されたる藩士の為めに、其の食糧現穀の授受と剰余の売却とを取扱ふ者なければ、藩士自から売却の任に当りて、平民と商談を為さざるべからずして、武士の態面を害すること多かるべし。藩米は此点に付て考慮し、米券取扱商人を設置するの必要を認め、資産信用ある商賈を選択して、蔵屋なる者を特定

せしめしが、此の蔵屋は即ち米問屋を兼ね、一般需要者に対して米穀を供給するの地位に立ちて盛んに米穀の取扱を為すに至り、随ひて又一般需要者と米問屋との中間に仲買なる者を生じ、遂には口銭、敷金、受渡等に付ての法則を成立するに至り、更に進んでは先物売買による投機取引をも発達せしむるに至れり。初代、二代の間に此の商取引の発達せし経過は不明なるも、明暦三年の夏、松阪領粥見村の藤蔵なる者、蔵米切手二枚を偽造し事露はれて木造川原に於て磔刑に処せられし事あり。彼れは多年津町に來りて、多く米穀を

購入せし商人なりしといへば、当時米券の取引は盛に行はれ、其の取引機関たる米問屋の既に存在せしを推想すべきも、他に確たる証拠を存せず。降りて貞享三年に至りて藩は現在九人の米問屋を公認し、其の身元保証人、口銭等の事に付左の如く規定せしが、是れ実に米問屋の営業権公認の起原なり。

米問屋共以書付奉行へ申出

候事

一他所の者米買に参候時持参の金子切に

買遣し可申候

一他所者より預り申候金子を以て問屋自

分の米商仕間敷事

一御米手形質に置金銀借用仕候時は質物の御米手形に符を付可申事附り他所者米買に参申候時口錢百両に金二分宛取可申候雜用一日に銀子一匁宛取可申候右三ヶ条を相守毛頭邪仕間敷候為其請人相立申候間米問屋被仰付被下候様に願に付令承知候事

右願之通に誰々名前米問屋只今迄九人有来候間九人の者共問屋申付候已後問屋出候者入候者以書附又五郎迄相断奉行所に可申達候

一問屋共請人町々の年寄吟味の上にて相
立又五郎方請狀渡置可申候願之通申付
候上は虚事無之様に相敬此紙面之通違
背の者は早速可告来候かくし置脇より
相知候は、請人町の年寄可為越度事

一右之趣津町の者共に承知為仕可申候御
米手形質に取候而金子かし申候者者取
分念入守候様に可申聞候

貞享三年閏三月十九日

奉行

町年寄、目附共へ

米券売買の市場は、此くの如くにして公認せ

られたる營業となりて、次第に繁盛を加へつゝある間に、賭博類似の空取引を生じたれば、藩は極力之れを禁制し、元禄二年に左の如く規定して米問屋に責任を負担せしめたり。

米問屋定式鑑板并口上ノ扣

当町米商売如定式正金米手形取やり其日限に埒明へし無抛子細有之其日相延候とも中三日前後五日より内に取遣せしむべく候若令難渋輩於有之は奉行所へ急度可訴之或は帳面に双方合判仕或は一札取かはすと云とも取遣無之は無実の商売に候奉行所へ不訴之五日を過し正金も米手形

も請取不申候者は売損たるべし又は売手
買手相なれ正金も手形も無之輩問屋の帳
に付損得の半銀計取りやり仕日を延無実
の商仕徒者於有之ハ吟味の上屹度曲事に
可申付候中間の者無実の商売からくり

斯くて売買証拠金の徴収、限月売買、差金決
済等の商慣習も漸次に発達したれば、藩庁は
亦之を公認し、城下商人の取引に限りて、金
十両に付米一俵の昂低を限度として、期月に
拘らす差金を決済せしめて大なる損害を防制
せしむることゝなせり。

定

一当所米商売金百両に付二十両の敷金如
法取可申事

一他所の商人米売買共六十日限に差引埒
明可申事

一当所米売買之者金拾両に付米一俵の直
段違候は、差引可仕事

右之通堅可相守候若不実の商売於在之ハ
急度曲事可申付也

元禄六年三月十九日

玉置七左衛門

柳田猪之介

米問屋共

米商売之者共

而も取引方法は益発達して、此年十二月には、藩庁は米券受渡に代ふるに、江戸、大阪米市場の相場によりて決済をなすことを公認し、米問屋の売買は茲に純然たる投機取引の差金売買となるに至り、同時に問屋の外、中買と称する一種の営業が、米売買に於ける須要の機関となりて、藩庁の公認を受くるに至れり。

元禄六年酉十二月十日

米売買之定并問屋共誓詞

乍恐口上

一米売買之儀場所と正米と五分三分の直

違は時により自然と御座候儀ハ其通二
御差置被為遊可被下候若一俵共直違御
座候は、其道理を詮儀仕問屋并中買の
肝煎共早々御訴可申上候御事

一米買置方より御米手形請取可申と申時
売置方に御米手形調不申候時ハ何時に
よらず江戸大坂其時の相場附を取り平
し直段を以差引仕可申候右相場附の次
第八

江戸にて津米の相場附を取可申問屋
は松葉屋内田屋丸屋天野屋右四軒の
状を以て平し可申候

江戸積運送金米二百五十俵に付金四
両宛の掛り物江戸米代金百両に付金
二両宛の懸り物津米江戸廻し霜月よ
り来五月迄は四斗入六月より末迄は
三斗七升入の定右の運送掛り物相加
へ可申候

大坂相場附取候問屋は俵屋荒川屋中
屋肥前屋右四軒の状を以て平し可申
候霜月より来四月迄は肥後米豊前米
中津米小判は時の相場其俵引おこし
に仕津米四斗入に直し可申候五月よ
り末迄は肥後米伊予米出雲米右同前

右江戸大坂両所を平し直段相立申定に

仕候事

一中買の内に向後肝煎を願申候

分部町七右衛門 同町兵三郎 地頭

領町七郎兵衛 宿屋町勘三郎 同町

彦右衛門 中ノ番町弥右衛門 塔世

町七郎右衛門

右七人被為仰付被遣可被下候此者共の

儀は地口銭問屋へ出し不申候様に奉願

候

一問屋神文并請人の儀弥念入可申候御事

右之通にて為仰付被遣被下候ハ、問屋中

買共難有可奉存候以上

元禄六酉年十二月八日

別府八右衛門

岡宗太夫

伊藤源五郎

伊藤又五郎

（裏書）

表書之通見届候三ヶ条之趣正路に可相

勤也

こゝに至りて米券の投機取引方法は略一定したるが、此種營業に附随する非違の行為は屢発生し、問屋中買間に受渡に付ての紛擾も釀

生し、外来商人との対抗上、米穀移出の妨害を企てて之を圧迫する等の事もありしが、其の都度藩庁は厳密の干渉を加へ、規定は漸次に精細に涉り、取引方法も次第に進歩して、米市場は逐年繁盛に赴くに從ひ、郷村の農民が往々にして米売買に従事し、為めに倒産の慘禍に罹る者あるより、藩は禁令を布きて農村民の投機取引を制止せり。斯くて元禄十年の頃には既に完全なる米問屋となりて、遠近各地より来集して盛大なる米券取引市場を構成するに至れり。

米の投機取引に影響せられたる津町商人は、

綿花、種油、食塩の三品に付ての各取引市場
設立を請願し、元禄十一年藩庁は之を許可せ
り。綿花は問屋四戸、中買五十五戸にして、
当時伊勢領内にも多く産出せしが、主として
大和地方より陸路津町に輸送せられ、問屋の
手を経て荷捌せられて年額四五千駄を集散し、
大和産棉花の商権の一半を掌握せしかは、之
に対する投機取引機関の設立を必要とするに
至りしなり。其の取引方法は次の如きものな
りき。

綿問屋中買申合之定

一他所衆堅く成り不申候津町も北は万町

南は岩田限りに仕り仲買此度相定申候
中買の外ハ場所にて売買成不申候并仲
買中にて他所衆の商取次有間敷候
一綿一駄に付敷金三分宛双方より問屋へ
請取申候

一右敷金を越え縦令如何程高下出来候共
売買共に三分限に双方仕切申候

一右敷金銘々商の心当程宛場所へ持参可
被致候即其座にて受取申候若半銀等不
足有之時ハ其日暮六ツ限に為持可被越
候右刻限過候は、其日の仕廻相場を以
売買仕切其商越させ不申候

一商不相応の儀御座候は、問屋共場所に
て相改可申候尤仲買中にも互に可有吟
味候

一銀百目に綿二百目の高下有之時は不依
何時差引可仕候

一相場立用所丹波市問屋五軒の内いつれ
にても式軒新口右両所大相場にて相立
申候直段違の歩高歩安は立用に入不申
候

一右相場立用毎月十四日十五日二十九日
晦日右四日を考両度売方買方より大和
へ人を遣し右大相場の綿二駄三駄宛立

用所の問屋にて買調参り即其仕切状を
以立用埒明可申候尤右の綿買申時売方
買方へかたより不申正道の旨を以買調
可被申候但右の綿買入に遣候諸入用問
―屋本より賄ひ可申候右の綿も問屋へ
請込可申候尤問屋中より一人相添遣可
申候若右両品相場百目口札相違有之節
は高田米沢や相場聞合可被申候或は丹
波市五軒共に七貫五百目替新口七貫四
百目替高田四百目替の時は中すみ新口
にて相調へ可申候いつれにても三所の
中中すみの直段にて相調可申候

一綿一駄二付口錢一匁内二分は中買取

一綿一駄二付銀四百目

一綿百目銀一匁五分

一小判六十目割

右之通問屋中買申合向後此通に仕度奉存
候各樣迄申上候以上

元禄十一年三月十七日

綿問屋五郎兵衛

同 九左衛門

同 喜右衛門

同 長左衛門

仲買 五十五人

即ち現品受渡を目的とせずして、銀百目に付
綿二百目以上の高下ある場合は直ちに決済し、
差益差損の授受は証拠金を限度とし、而も標
準相場を原産地大和の間屋より徴して決済す
るものにして、要するに米市場の差金取引を
模倣せるものなり。塩問屋の取引方法も亦大
同小異にして、金十両に付敷金一両を徴し、
之を蔵元魚町七
右衛門に預入し、金一両二付塩一俵の
高下を限度として決済し、敷金以上には追求
せず。相場標準は江戸、大坂及鳥羽の塩問屋
の相場を平均すといふに在り。種油は伊賀、
伊勢両国の産油の多くが津町に於て集散し、

江戸市場にては伊勢ノ水と称して優良の位置を占めたりしが、綿花、食塩よりも稍後れて、同しく元禄十一年八月許可を受けて差金取引市場を公開せり。其の方法は油十樽に付敷金二両とし、一石に付銀三十目の高下を限度として決済し、標準価格は大坂問屋の相場を以てするの定めなりき。以上三種の投機取引所は、畢竟一時の風潮に制せられしものにして、地方の公定相場を作るの用を為さず。現品受渡を目的とせさる一種の賭博に過ぎされば、持続すること一年にも満たさる翌十二年四月十日を以て、藩庁は『米商売の如く実の御蔵

手形有之とは違ひ、無用に仕らせ可申』との口頭命令を以て之を禁止せり。

次に魚問屋は、慶長時代に堀川の堀鑿せられて、漁船の寄港所に利用せられてより、食用魚類の荷捌機関として自然に発達し、高虎入部後の数十年間に、取引方法、慣習等を養成したるが、其の間屋、中買、小売の三部組織を確定し、取扱物件は生魚、塩魚の外、魚油、鳥類、海藻、及水運移入の蔬菜、菓実等を包括し、問屋口銭、中買口銭の授受方法を確定し、秩序整然として商品の集散極めて円滑敏速なるに至りしは元禄初年頃の事なり。

高虎時代より魚町は魚商、浜町は漁夫及船員の居住地と指定せられたりしが、後に此の制限は稍緩み、浜町居住者にして中買を営むものを生し、元禄の初に於て魚町、浜町の中買総数は四十余戸に達し、之に対する魚問屋は九戸なりしが、両者の間に取引上の紛擾を生じたるより、元禄五年藩庁は之を裁断し、――之によりて其の營業權を公認して、魚類売買の利權特占を許すと同時に、収得せる問屋口錢の百分一を冥加金として納付せしめ、且隨時の行政命令に服従すへき義務を負担せしめたり。其の裁断申渡書は次の如し。

魚問屋魚屋共へ申渡の事

一問屋魚や我他彼是の申分双方共不届に
候魚屋共の事問屋は入津の肴歩かちの魚荷
当日切に代金遣候に魚屋共二季の算用
滞り候事曲事千万に候自今以後四十余
の中買の魚屋共四組に仕一組の頭藤左
衛門五郎右衛門一組の頭加次衛門藤九
郎一組の頭留右衛門忠左衛門一組の頭
太郎右衛門庄右衛門右之通申付候其組
の支配の者共月月に過半内上ヶ仕らせ
可申候不届者は肴代私用に遣ひ行当り
二季に払申候事成不申候故かやうの申

分に成申候問屋共にも手前不足の者は
定而利足の金子を借り払可申と察入候
然処に魚や共私用に遣ひ問屋前不埒仕
候事狼藉の至曲事に候四組の頭共二季
の算用無滞埒明させ可申候不実横道の
徒者ハ奉行所へ申断令消却つくのひ中
問を刎可申事

一わき問屋共の事古来より務来候問屋有
之に私として問屋仕候事横道に候曲事
に可申付候へ共此度は免之候自今已後
問屋がましき事仕候はゞ追放可申候
一問屋共の事従古来九人の問屋共旧冬入

津の舟共を戻し正月二日の初荷を止め
申候事上へ対し御国に對し甚大切に候
御領下の繁昌を他国へ遣し仕形尤曲事
なから魚や共暮の算用滞申候計に心を
入れ公儀向の事は何とも不存候故と察
入候古来よりの問屋共に候間此度免之
候自今以後問屋の頭助左衛門平右衛門
申付候入津の肴舟かちの魚荷私として
戻し申間敷候御用の肴もとをり申候様
に可仕候口銭は有来候如くに可取之他
所者に紛しき仕かけ定の外少も多く取
申候ハ、曲事たるへし当年より七月十

二月二度に問屋帳の銀高の百分一又五
郎方へ九人の問屋共より差上べし紛乱
の仕形仕候は、後日に聞届候共急度曲
事に申付べし魚問屋は他所より務の不
成場所に候問屋之務不得心の輩は家屋
敷差上のくへし望の者に可申付候

右の条々双方共よく得心仕へし問屋なく
ては魚や立かたく中買の魚屋なくては問
屋難立候能々和合仕肴舟魚荷次第ノヽに
繁昌致候様に可心得候此旨双方へ入念可
申聞候也

元禄五年正月廿三日 奉行

町年寄共

生魚は津、白塚、松崎等の漁場よりするものの外、志摩、南島及熊野浦の漁獲物を水路輸し送るもの最も多く、又尾張、三河、出雲、能登、江戸等の遠地より塩蔵及乾製水産物の出廻るものもあり。孰れも問屋に水上げして其の市場に於て中買人に競売し、問屋は種類により売上の五分乃至二分五厘の口錢を船主より徴収せり。冥加金は後ち元禄十二年に至りて免除の特典を受け、爾後寛政時代まで九十七年間何等の課税をも受くるなくして経過せり。問屋の数は減じて三戸となりしが、前

記元禄御印紙を根拠として営業権を独与し、
絶対に同種營業の新開を許さず。藩政時代を
通じて此の三戸を以てして、海産物の全部と
蔬菜菓物の一部を地方に供給するの利権を専
有せり。

次に煙草座は既記の如く、第二代高次が八
幡町住民に授産の爲め、煙草の製造販売を同
町に特許し、伊勢領内北は江戸橋を限り津町
一円、西は片田村を限り其の以東三十三ヶ村、
南は雲出川に至る沿道及其以東諸村に於ける
煙草の専売権を与へ、右の区域内に散在せる
当業者にして煙草業を継続せんとする者は必

ず八幡町に移住すべしと命ぜり。之を八幡町の煙草座と称し、其の營業組織は、問屋、中買、小売の三部に分業し、津領諸村に産出する葉煙草は、必ず八幡町の問屋に送致し、毎月二、五、八の定市日に於て糴市に附し、中買之を買取りて刻煙草に製造し、更に小売營業者に移して行商販売するの順序にして、問屋口錢として葉煙草一駄に付銀二匁四分を荷主より徴し、其内銀三分を八幡町に収むるの定めなり。而るに年月を経るに従ひ制令は漸く弛み、八幡町以外の領民中、葉煙草栽培者及移入者が制禁を破りて密売し、就中藩士の

使用人にして禁を犯す者を出し、若くは権勢ある藩士を背景として法を破る者多く、八幡町の営業者は是等を発見する場合に於て、現品を差押ふるの特権を附与せられたりと雖も優越の地位を有せる武士階級に關聯せる者に對しては、事實此の特権を執行し難く、之が為八幡町の商況は漸衰歩調を取る外なきに至りしかば、元禄元年町民は此の事情に付て時の奉行玉置之長、吉武由長に陳情し其の考慮を求めたり。其の書中に記して云く、

一近年部田村に葉煙草つくり申し忍びノ

御屋敷様方津町へ内証を以て隠申売

買仕候事………

一先年は津町御家中御下屋敷迄たはこ一
葉も作り申事御法度堅御停止おかせら
れ下させられ候御事就中部田村に作り
申候より以来御町にも志つらひ申葉煙
草を作り申ケ様に猥らしく御座候へバ
小商人荷物に紛かし売隠し仕迷惑せし
め候茶屋紺屋其職の間に郷中より葉た
はこを取り或は色々謀を致し売隠仕候
不義の族右太郎兵衛御意被為成候通に
可仕と奉存候へハ葉たはこを物に裏み
ふたを致し封を付け或は進物に似せて

みの薩に裏み売買仕候事扱箱に入何と
もとかめ可申様も無御座候故迷惑仕候
………

一郷山中の通商人葉たはこ持参仕酒屋質
屋魚問屋にて其品々を替事に仕町殿町
へ夜々忍ひ／＼隠し売仕候御事………
扱又他所の浄瑠璃語り町殿町寺方へ出
入仕彼は鼯鼠の沙汰として葉たはこを
商売被為致其家々にて縁類与力親みの
方へ被遣候由乍存迷惑せしめ候先年を
存じながら御上意を蔑に逢はせられ候
事口惜しく奉存候………

一御家中に勤居申候伊賀名張の下々奉公
人手作の葉たばこを取寄申し所望の方
へ隠売申事尤古き下々の奉公人御知行
所よりたばこを取寄忍びて売買仕事御
屋敷様の御権家を蒙り奉公人権柄申懸
詮議難成迷惑せしめ候……

此時煙草座開始以来五十五年、八幡町の民戸
は百三戸に達したれど、密売の為に営業振
はずして、町民の負債数百円に上るの窮境に
沈み居たり。奉行は此の陳情を理由あるもの
として左の制令を發布せり。

覚

一煙草の儀八幡宮御建立の後五十五年先
より八幡にて商仕り余の所にては一向
商仕間敷旨堅く被仰付候へとも近年猥
に成申候由八幡町人共訴之候北は江戸
橋南は雲出川限に刻煙草は不及申葉煙
草も一円売買仕間敷候他所より煙草商
に参候者在之と云ふとも一円宿仕間敷
事

一津府郷中にて端々に煙草作り申者於在
之は八幡町問屋方にて相對仕売可申候
余の所にて一円売申間敷事

右之通令違背八幡の町人訴之候ハ、曲事

に可申付候此旨末々迄可申聞也

元禄元辰年十二月六日

弥次右衛門

伊之助

次郎右衛門

甚三郎

右之通津町年寄郷中大庄屋共方へ書付出
之候自今以後違背之者於有之は可訴之也

八幡町の者共へ

茲に於て八幡町の煙草營業權は之より一層鞏
固となりて、藩尾まで持続して渝はることな
かりき。当初は伊予より移住せし者専ら煙草

を鬻ぎ、其の原料を伊予に仰ぎしより、煙草を称して『伊予』といひしが、後には御領内一志郡竹原村を始め、各村にても栽培し、殊に度会郡上地村は其の適地として多産し、其葉煙草は多く八幡町問屋に出廻りしかば、当業者は少しも困難なく原料を得て盛んに製造販売し、指定の専売区域外へも供給して業況の映盛を極めたり。

以上三種營業權の外、岩田川湊に水揚げする酒、肥料の類を取扱ふ川岸問屋、京都仕入の商品を取扱ふ京荷問屋、商品輸送を司る荷継問屋、及乾物、砂糖等の物品を販売する各

問屋の営業権ありて、通俗に之を株と称せり。藩は此等の業体に対して各数人つゝを限りて営業を許可し、他の濫設を禁じて之を保護せり。是等の営業権の多くは大抵元禄前後に設定せられたるものなるも、其の起源を詳知すべき資料なし。蓋し貞享、元禄の頃は津町商業の最も繁盛せし時代にして、伊勢参宮道者も其頃は最も多く津町を通過して市況著しく発達せしが、藩は天和三年三月、道者宿の設置区域を津城下北町より地頭領町に至る国道筋に制限し、其の南北に連なる接続市街及準市街に旅人を止宿せしむることを禁ぜり。そ

は駅伝用馬匹の飼養を道者宿に負担せしめたるがために与へたる保護にして、区域内に於ける営業戸数は之を制限せざりしかば旅宿業者の最多時には八十余戸に上り、貞享二年には七十五戸、元禄十七年には五十七戸にして其の以後は漸減せり。宿泊者数を毎年三月最盛五日間の統計に徴するに

貞享元年 自三月九日至三月十三日 九、八二〇 人 馬一七六 疋

同 二年 自三月十四日至三月十八日 六、五二三 一一二

同 三年不詳 九、五二四 不詳

同 四年 自三月五日至三月九日 七、〇八一 不詳

元禄元年 自三月十四日至三月十八日 八、六八三 一二二

同十五年 自三月十日
至十四日 四、四二六 五七

同十六年 自三月十五日
至九月九日 三、八一三 四五

同十七年 自三月十三日
至十七日 五、〇四〇 六九

此の以後は漸減して、正徳三四年頃は二千余人に降り。元禄時代の繁盛以て想ふべし。

而して又海運は、貞享五年九月、廻船業者対荷主間に、積荷に付ての権利義務に関して協定せられたる申合規約ありて、之に署名せる船持仲間は廻船年寄太郎右衛門以下十二人、荷主は分部町久太夫以下四十一人に上り、船舶の数は寛文十二年五月調に於て、五百廿石積より三十石積に至る荷積五十七隻、漁船六

十三隻、水主二百二十五人、元禄十六年五月
調に於ては、九百八十石積乃至三十石積荷船
四十六隻、漁船六十隻、水主二百廿五人なり。

―以て其の当時岩田川口湊の水運の繁盛せる
を想像すべく、因りて以て延宝時代の川湊浚
鑿の極めて有意義なりしを知るべし。されば
元禄時代が安濃津市街地に於ける商業の黄金
時代なりしこと明にして、是れ即ち高久が治
蹟の著明なる事実の一なりと観すべきなり。